

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年6月25日まで縦覧に供する。

平成25年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年4月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸内こえびネットワーク

北川 フラム

高松市サンポート1番1号

3 定款に記載された目的

この法人は、瀬戸内国際芸術祭2010で発足したボランティアサポーター「こえび隊」の運営機能を担い、芸術祭はじめART SETOUCHI全般を支えるために活動するとともに、島間やそれを取り巻くサポーターネットワーク、行政、民間機関などの媒介者として機能することを目的とする。